



国内債務問題の変化、最近の動き等について

2017年10月13日

第8回 東アジア金融被害者交流集会

弁護士 三上 理

第1 過剰与信の防止

多重債務問題への対策（予防）として、過剰な与信を防ぐ必要がある。

1 それぞれの「与信」

(1) 銀行について

銀行は、預金の受入れと資金の貸出しを併せて行う。銀行業を営むには、国の免許を受ける必要がある。この免許は簡単には認められない。銀行のあり方については、銀行法で定められている。

(2) 貸金業者について

貸金業者は、預金の受入れをせず、金銭の貸付だけを行う。貸金業を営むには、国の登録を受ければよい。一定の登録拒否事由（前科があるなど）に当たらない限り、誰でも登録を受けられる。貸金業者のあり方については、貸金業法で定められている。

(3) クレジット会社について

クレジット会社は、金銭の貸付ではなく、商品購入代金の立替（ショッピング・クレジット）をする。これも登録制である。クレジット会社のあり方については、割賦販売法で定められている。

2 貸金業者について

(1) 多重債務問題

貸金業者が「高金利」で「返済能力を超える貸付」をし、「過酷な取立」をしていたことから、返済困難になった借り手が自殺したり、夜逃げしたりするということが、社会問題となった（多重債務問題）。

(2) 貸金業法（総量規制）

多重債務問題を解決するために、2006年12月、改正貸金業法が成立し、2010年6月から施行されている。

貸金業者は、原則として、借入残高（他の貸金業者からの借入も含む）が年収の3分の1を超えることとなるような貸付をしてはならない（総量規制）。

(3) 総量規制の効果（多重債務者の減少）

改正貸金業法が成立してから、貸金業者より5件以上の借入がある人の数は、



171万人（2006年）から9万人（2016年）へと、大幅に減少した。

3 銀行について

(1) 銀行は貸金業法の適用対象外

銀行業には、貸金業法（総量規制）の適用がない。そのため、銀行では、借り手の年収の3分の1を超える貸付をすることも禁止されない。

(2) 金融庁の銀行向け監督指針

国（金融庁）は、銀行に対し、「改正貸金業法の趣旨を踏まえ」「銀行の貸付が顧客にとって過剰な借入れとならないよう」に求めているが、借り手の年収の3分の1を超える貸付をしないようにという明確な基準はない。

(3) 銀行カードローンの増加

銀行による貸付（カードローン）の残高は、3兆3124億円（2012年3月）から5兆6024億円（2017年3月）へと、わずか5年間で、約1.7倍となった。借り手の年収の2倍以上の貸付が行われるなど、顧客にとって過剰な借入となっているケースも珍しくなくない。

(4) 実態把握と与信審査の厳格化

国（金融庁）は、銀行による貸付について、過剰な貸付が行われていないかの実態把握をするとともに、貸付をするかどうかの与信審査を厳格化を徹底していると述べている。

4 クレジット会社について

(1) ショッピング・クレジットは貸金業法の適用対象外

クレジット会社が、金銭の貸付ではなく、商品購入代金の立替（ショッピング・クレジット）をする場合には、貸金業法（総量規制）の適用がない。そのため、クレジット会社では、借り手の年収の3分の1を超える金額の立替をすることも禁止されない。

(2) 割賦販売法

クレジット会社の過剰与信防止義務を定める改正割賦販売法が、2008年6月成立し、2010年12月から施行されている。

クレジット会社は、利用者の「支払可能見込額」（利用者が日常の生活を維持しながら、持続的に支払うことができると見込まれる1年間当たりの金額）を調査しなければならない。

上記の「支払可能見込額」は、利用者の年収やクレジット債務の状況、生活維持費などをもとに、クレジット会社が算定することになっている。

(3) マンスリークリア

クレジット会社による商品購入代金の立替金について、利用者がクレジット会社に対し、分割払いとするのではなく、2か月を超えない1回払いとして支払う場合（マンスリークリア）には、割賦販売法の適用はない。



この場合、クレジット会社には、上記の過剰与信防止義務・支払可能見込額調査義務もない。

(4) クレジットカードの現金化

販売店が、顧客に対し、自社の商品をクレジットカードで購入させ、クレジット会社から商品購入代金の立替払いを受けるとともに、その一部をキャッシュバックとして利用者に返金するという、クレジットカードの現金化が行われている。その差額を利息とみれば、実質的には高利の貸付である。

警察は、クレジットカードの現金化をしている業者を、実質的には、高金利貸付・貸金業の無登録営業を行っているものとして、摘発している。また、クレジットカードの現金化についてのインターネット上の広告につき、削除要請をするなどしている。

第2 債務整理

多重債務への対策（救済）として、債務整理が行われる。自己破産・個人再生・任意整理という方法がある。

1 自己破産

(1) 財産の換価・処分

債務者が、支払不能であるとして、裁判所に自己破産の申立をすると、原則として、破産管財人が選任され、債務者の財産を換価・処分して、債権者への配当を行う。裁判所の免責決定により、債務者は残債務の支払義務を免れる。

(2) 換価・処分の対象とならない財産

ただし、家財道具、99万円以内の現金、残高20万円以下の預貯金、査定額20万円以下の自動車等は、破産管財人によって処分されることなく、債務者がそのままもっていられる。

(3) 一切の換価・処分が行われない場合

債務者が、破産管財人によって処分されるべき財産を全くもっていないことが明らかなきは、裁判所は、破産管財人を選任せず、一切の財産処分も、債権者への配当もなく、破産手続が終了する。

(4) 免責決定

裁判所は、一定の免責不許可事由（著しい浪費・ギャンブル等）がない限り、残債務について、免責決定をする。この場合、債務者は、残債務の全額について、支払をしなくてよい。

(5) 資格制限

破産した場合でも、法律で資格制限等が定められた一定の職業（弁護士、警備員、保険外務員等）に就いている場合を除き、通常は、それまでの仕事を、その

まま続けることができる。また、選挙権・被選挙権は失われない。

(6) 自己破産申立件数

多重債務者の減少により、自己破産申立件数は、24万2357件（2003年）から6万3844件（2015年）へと、12年連続で減少を続けてきたが、2016年には、13年ぶりに増加に転じた（6万4637件）。

2 個人再生

(1) 権利の変更

債務者が、支払不能になるおそれがある場合、裁判所に個人再生の申立をした上で、債務の一部を分割して支払い、残りを免除してもらうことを内容とする支払計画（再生計画）を提出する。裁判所の認可決定が得られると、上記のとおり、権利の変更（分割の利益、残債務の免除）がされる。

(2) 再生計画による支払金額・支払期間

再生計画による支払金額は、破産した場合に想定される配当金額よりは多額でなければならない。かつ、債務額に応じて、下記の金額以上でなければならない。支払期間は、原則として3年（事情により5年以内）である。

債務額	再生計画による支払金額
100万円以下	債務額の全額
100万円超500万円以下	100万円
500万円超1500万円以下	5分の1
1500万円超3000万円以下	300万円
3000万円超5000万円以下	10分の1
5000万円超	個人再生手続の利用不可

(3) 債権者への意見照会

裁判所は、債務者から提出された再生計画について、各債権者に対し、書面による意見照会をする。反対の意思表示をした債権者が頭数で半数以上または債権額で過半数に達したときは、その計画は認可されないことになっている。

しかし、実際には、反対の意思表示をする債権者はあまりない。

(4) 認可決定

裁判所は、債務者から提出された再生計画が上記(2)の支払金額・支払期間を満たし、かつ、債権者から上記(3)の多数の反対意見がなければ、再生計画を認可する決定をする。この場合、債務者は、再生計画のとおり、債務の一部のみを支払えば足り、残額は免除される。

(5) 財産の換価・処分、資格制限

自己破産とは異なり、債務者の財産が換価・処分されることはない。将来の収入から、債務の一部を分割して支払えば足りる。また、資格制限もない。

選挙権・被選挙権が失われないことは、自己破産と同じである。

(6) 個人再生申立件数

個人再生申立件数は、自己破産と比べると多くはないが、2014年（7667件）、2015年（8476件）、2016年（9602件）と、3年連続で増加している。

3 任意整理

(1) 和解交渉

債務者は、弁護士に依頼して、各債権者との間で、個別の交渉を経て、合意により、債務額を確定し、返済方法を協定することもできる。

(2) 利息・遅延損害金のカット

弁護士は、最終取引日（借入または返済があった最後の日）の元本額を、和解による支払総額として、これを3～5年かけて分割返済することを、債権者と交渉し、合意を得る。利息・遅延損害金はつけない。

(3) 各債権者の対応

もっとも、裁判所の決定により（各債権者の合意がなくても）解決する自己破産・個人再生とは異なり、任意整理では、必ず、各債権者の合意を得なければならない。

最近では、弁護士の提案に応じない（利息・遅延損害金をつけることを要求するなど）債権者も増えてきている。

第3 ヤミ金融

貸金業の登録を受けず、または違法な高金利で貸付を行う者をヤミ金融という。

1 返済義務がないこと

最高裁判所の判例により、ヤミ金融に対しては、一切の支払義務がない。

(1) 支払った金額は全て損害

例えば、ヤミ金融から10万円を借り、7日ごとに3万円の利息を5回（合計15万円）支払った場合、借り手からヤミ金融に対し、支払った金額の全額（15万円）について、損害賠償請求ができる。

(2) 受け取った金額も返済義務なし

ヤミ金融から10万円を借り、7日ごとに3万円の利息を支払う約束をしたが、まだ1回も支払っていないという場合でも、借り手からヤミ金融に対して、借りた金額（10万円）を支払う必要はない。

2 ヤミ金融の銀行口座の凍結

ヤミ金融は、貸し付けた金額に対する返済金を、銀行振込の方法により、支払わせていることが多い。

警察から、または、ヤミ金融の借り手から依頼を受けた弁護士から、その返済金の振込先口座の銀行に対して、その口座がヤミ金融に使われていることを情報



提供すると、銀行は、速やかに、その口座を凍結（利用停止）する。

警察は、凍結された口座の名義人のリストを、各銀行に情報提供している。各銀行は、そのリストにのっている人の口座は、全て凍結（利用停止）することが普通である。

3 ヤミ金融に取り上げられた被害者（借り手）の口座が凍結されてしまう場合

しかし、ヤミ金融が、借り手（Aさん）から銀行口座の通帳・キャッシュカードを取り上げるなどし、他の借り手（Bさん）からの返済金の振込先口座として利用していることもある。

この場合、Bさんからの情報提供により、その口座が凍結（利用停止）され、Aさんが、警察から各銀行に提供される凍結口座名義人リストにのると、Aさんの他の口座（給与の振込先口座、公共料金の引落口座）まで凍結されてしまうという問題がある。

日本経済新聞

2017年9月8日（金）

銀行カードローンの実態調査へ 麻生金融相が表明

2017/9/1 12:05

麻生太郎金融相は1日の閣議後の記者会見で、過剰な貸し付けが問題になっている銀行のカードローンについて「審査の厳格化を徹底するために検査を実施する」と述べた。カードローンのホットラインも開き、利用者から直接情報を集める体制も整えると表明した。

銀行カードローンの残高は2016年度末で約5兆6千億円と、5年間で7割増えた。銀行にとってはマイナス金利下でも高い金利収入が期待できるため、こぞって融資を伸ばしてきた。貸金業者には利用者の年収の3分の1までしか貸せない総量規制があるが、銀行や信金は対象外だ。

国会審議などで「融資基準が甘く、多重債務の温床になりかねない」などの指摘が相次いだ。銀行は広告宣伝を抑えるなどの対応を進めてきたが、金融相は「詳細な実態把握を進める」として、検査を決めた。